# 東京都難病・がん患者 就業支援奨励金のご案内

東京都は 難病やがん患者の 治療と仕事の両立に向け 積極的に取り組む企業を 支援します!

最大90万円を支給します

申請期間は裏面をご確認ください!

奨励金の 概要

採用奨励金

難病やがん患者を、治療と仕事の両立に配慮して、新たに雇入れ、就業継続に必要な支援を行う 事業主に奨励金を支給します。

### 主な要件 ※この他にも要件があります

- ・難病・がん患者を週所定労働時間 10時間以上の労働者(就労継続支援A型事業所利用者とし て雇用される者は除く。)として新たに雇入れたこと。
- ・雇入れ時に、労働者と話し合いを行い、治療と仕事の両立に向けて、就業時に必要な配慮事項 を定めた支援計画を策定のうえ、その計画に基づき合理的な範囲内で必要な配慮を行い、6か 月以上雇用を継続したこと。
- ・雇入れた労働者が東京都内の事業所に勤務していること。

- ・雇入れ時の週所定労働時間20時間以上 :60万円/人
- ・雇入れ時の週所定労働時間10時間以上20時間未満:40万円/人

難病やがんの発症等により休職した労働者を、治療と仕事の両立に配慮して復職させ、就業継続 に必要な支援を行う中小企業事業主に助成金を支給します。

#### 主な要件 ※この他にも要件があります

- ・週所定労働時間が20時間以上で継続的に雇用されている労働者(就労継続支援A型事業所利用 者として雇用されるものは除く。)が、発症等により連続して2週間以上休職した後、週所定労 働時間10時間以上で復職したこと。
- ・復職時に、労働者と話し合いを行い、治療と仕事の両立に向けて、就業時に必要な配慮事項を 定めた支援計画書を策定のうえ、その計画に基づき合理的な範囲内で必要な配慮を行い、6か 月以上雇用を継続したこと。
- ・復職した労働者が東京都内の事業所に勤務していること。

支給金額 ・復職時の週所定労働時間20時間以上

:60万円/人

・復職時の週所定労働時間10時間以上20時間未満 : 40万円/人

制度導入加算

雇用継続

助成金

上記の「採用奨励金」又は「雇用継続助成金」の申請に併せて、対象となる労働者の雇入れ時又 は復職時に、治療と仕事の両立に配慮した勤務・休暇制度などを新たに導入する場合、助成金を 加算します。

※この他にも要件があります

支給金額・上記「採用奨励金」又は「雇用継続助成金」に加算して、

1制度導入で10万円、最大30万円

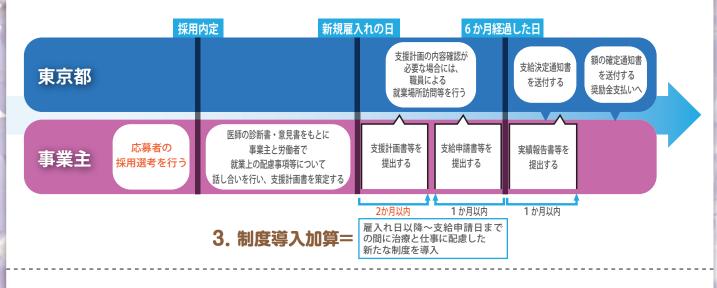
詳細は、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」をご覧ください。 https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/



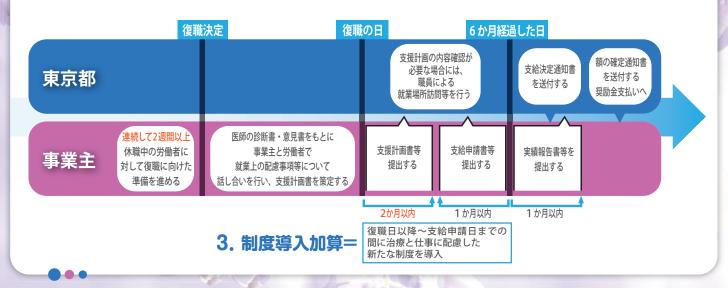
## 申請の流れ

# 各申請期間をご確認ください!





# 2. 雇用継続助成金の場合



# 申請方法

下記申請受付先まで、郵送または持参にて申請書類をご提出ください。郵送の場合は、記録が残る簡易書留等の方法により送付してください。持参の場合は、事前に電話予約の上お越しください。 支給対象となる難病・がん疾患、対象事業主・労働者の要件や申請に必要な書類等の詳細や、申請 様式等は以下のホームページをご覧ください(申請様式等ダウンロード可)。

東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」 https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/

## 申請受付・問合せ

平日の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く) 東京都産業労働局 雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎21階北側 tel:03-5321-1111(代)37-771~774(内)

